警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第１項に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第７条の規定により次のとおり公告する。

令和８年６月30日

静岡県公安委員会委員長　　松　永　由弥子

１　検定の実施要領

⑴　警備業務の種別及び級

雑踏警備業務２級

⑵　検定の実施日時及び場所

ア　実施日時

令和８年９月30日（水）午前９時30分から午後５時まで

イ　実施場所

静岡市葵区追手町９番６号　静岡県警察本部（県庁別館）

１階フロアにて受付

⑶　定員

30人

⑷　手数料

13,000円

２　検定申請手続等

⑴　事前申込み

検定を受けようとする者は、次により事前に申込みを行うこと。

ア　申込期間

令和８年７月27日（月）から８月７日（金）までの間

（土曜日、日曜日及び休日を除く、各日の午前９時から午後４時まで）

イ　申込方法

検定を受けようとする者の住所地又はその者が属する営業所の所在地（その者が警備員である場合に限る。）を管轄する県内各警察署の生活安全課に備付けの書面により申込みを行うこと。

なお、申込者は、自己の住所及び氏名を住民票等により事前に確認しておくこと。

⑵　申請手続

ア　受検対象者の決定

前記⑴の規定による事前申込者数が定員を超えた場合には、受検対象者を抽選により決定するが、県内警備業者に所属する者、県内居住者等を優先とし、その抽選結果等を事前申込みした警察署から当該申込者に対して通知する。

イ　申請書等の提出

受検対象者は、警察署から受検対象者の決定の通知を受けた後、速やかに（土曜日、日曜日及び休日を除く、各日の午前９時から午後４時までの間）事前申込みをした警察署に次に掲げる書類を提出

して申請すること。

(ｱ) 検定申請書（規則に定める別記様式第１号）　１通

(ｲ) 添付書類

a　次のいずれかの書面　１通

(a) 受検対象者の住所地を疎明する書面

(b) 静岡県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（警備員である場合に限る。）

b　写真（申請前６か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）　２枚

ウ　受検票の交付

受検対象者に対しては、前記イの申請書等提出時に警察署において受検票を交付する。

3　手数料の納付方法

検定申請書等の提出時、前記１(4)の手数料を静岡県収入証紙により納付する。

4　検定の内容、方法等

(1) 検定の内容

ア　学科試験

(ｱ) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

(ｲ) 法令に関すること。

(ｳ) 雑踏の整理に関すること。

(ｴ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ　実技試験

(ｱ) 雑踏の整理に関すること。

(ｲ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実施方法

ア　検定は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験で合格基準に達しない場合には、実技試験は実施しない。また、実技試験の途中において合格基準に達しないことが判明した者に対しては、以後の実技試験は実施しない。

イ　学科試験及び実技試験のいずれの合格基準も満たした者に対して、成績証明書を交付する。

5　その他

(1) 検定実施日の受付は、午前９時から午前９時20分までの間、実施場所１階受付において行う（受付時、受検票を確認する。受検票を持参しない者に対しては、検定を実施しない。）。

(2) 服装は活動しやすい服装とし、警笛、筆記用具及び受検票を持参すること。

(3) 本件に係る問合せは、静岡県警察本部生活保安課（電話番号054－271－0110　内線711－3175、3176）へ行うこと。